

地域資源活用コーディネーター商品開発研修業務委託 提案内容評価要領

1. 基本的な考え方と評価方法

この委託業務の受託者を決定するため、プロポーザルにより提案内容の評価を行い、委託候補者の順位付けを行う。なお、審査は本業務の委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

提案内容の評価は、次のとおり、プレゼンテーションに基づき審査を行う。プレゼンテーション審査は100点満点とし、下記の評価基準表に基づいて評価する。

(1) 委託候補者の選定方法

合計点数が最も高い者を委託候補者（第一交渉権者）とする。ただし、委託候補者が本市の示す「委託条件」（地域資源活用コーディネーター商品開発研修業務委託事業者募集要項「6. 参加資格要件（応募条件）」を参照のこと。）を満たしていない場合は、採用しない。

(2) その他

プロポーザル参加者が1者の場合でも、同様に審査により選考を行うが、提案者の合計点数が著しく低いときは、選定委員会における協議により、委託候補者なしとする場合がある。

審査委員名： _____

1.プレゼンテーション審査評価項目

No.	大分類	中分類	評価項目	配点	係数
①	本業務への理解	本業務の理解度	・本市が示した業務目的を理解した上で提案しているか。	10	×1
		仕様書の理解度	・提案内容が仕様書の項目を踏まえた内容となっているか。	10	×1
②	事業の企画・実施	適格性	・提案内容が本市のニーズと合致しているか。	10	×1
		効率性	・提案内容が効率的であり、効果が得られるものとなっているか。	10	×1
		実現性	・企画内容が実現可能なものとなっているか。	10	×1
		独自の提案・工夫	・成果を高めるため、民間ならではの独自の提案・工夫が見られるか。	10	×1
		業務遂行にかかる体制	・業務遂行にかかる体制が十分に整っているか。	10	×1
③	価格	経費が適正に積算されており、提案内容の効果が確保できるか。		10	×1
④	プレゼンテーション	・プレゼンテーションの内容が明確かつ簡潔なものか。 ・本業務に対する意欲が感じられるか。		20	×2
総 計				100	

■ 評価の際は、各項目の主な着眼点を参考に、審査項目ごとに5段階で評価を行う。*

■ 評価の際には、「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているかまたは劣っているかを判断するものとする。

■ 評価には、下記のとおり対応する点を設け、当該項目の点数とする。

- ・大変優れている : 10点
- ・優れている : 8点
- ・普通 : 6点
- ・劣る : 4点
- ・大変劣る : 2点